

住宅金融支援機構特約火災保険にご加入中のお客さまへ

補償内容を正しく把握されていますか？

近年、頻発している台風や水災などの自然災害に備えるため、より補償内容が充実した火災保険への加入を検討されるお客さまが増えています。この機会に住宅金融支援機構の融資を利用された際にお客さまが加入された『特約火災保険』と損保ジャパン独自商品『THE すまいの保険(個人用火災総合保険)』の補償内容を確認されることをお勧めします。



1. 『特約火災保険』と『THE すまいの保険』の補償内容の違い

現在ご加入中の『特約火災保険』と『THE すまいの保険』では、補償内容に違いがあります。

＜補償内容の概要＞

			特約火災保険・特約地震保険	THEすまいの保険・地震保険
火災保険	建物	 火災、落雷、破裂・爆発	○	○ ※2※3
		 風災、雹災、雪災	△ 20万円未満の損害は補償されません ※1	○ 20万円未満の損害でも補償されます ※2※3
		 水災	△ 損害の程度によっては、実際の損害の額が補償されません ※4	○ 実際の損害の額が補償されます ※2※3※5
		 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突		
	家財	 漏水などによる水濡れ	○	○ ※2※3※5
		 騒擾・集団行動等に伴う暴力行為		
		 盗難による盗取・損傷・汚損		
		 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)	○ ※2※5	○ ※2※3※5
	 上記による家財の損害	× 家財は補償の対象外です	○ ※2※3※5	
地震保険	建物	 地震等を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害	○ 特約地震保険を付帯の場合	○ 地震保険を付帯の場合
	家財	 上記による家財の損害	× 家財は補償の対象外です	○ ※5

※1: 20万円以上の損害は補償されます。 ※2: 損害の額から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。 ※3: 損害の額には、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費用)のほか、復旧に付随して発生する費用を含みます。お支払いする損害保険金の額は、保険金額の2倍(復旧費用は保険金額)が限度です。 ※4: 損害の程度が建物の保険価額の30%以上の場合は、実際の損害の額が損害保険金として補償されます。床上浸水による損害で損害の程度が建物の保険価額の30%未満の場合は、お支払いする損害保険金に上限があります。 ※5: 契約内容により、補償の有無は異なります。

2. 補償内容の確認の流れ

手順1

特約火災保険の補償内容を正しく把握する。



手順2

THE すまいの保険の補償内容を正しく把握する。



手順3

お客さまにとって必要な補償内容を確認する。

3. 手続きの流れ（見直しを行う場合）

選択肢1

『THE すまいの保険』に加入し直す場合

特約火災保険の手続き

《お客さまが損保ジャパン ※1とお手続き》

- 解約お手続き
- 解約返戻金のお受け取り ※2

※1 損保ジャパンは特約火災保険の幹事会社です。
※2 解約日によっては解約返戻金がない場合があります。

THE すまいの保険の新規ご加入手続き

《お客さまが取扱代理店とお手続き》

- 火災保険申し込み手続き
(補償範囲: 建物+家財 または 建物のみ)
- 保険料のお支払い

選択肢2

建物は現在ご加入中の『特約火災保険』に加入したまま、**家財のみ『THE すまいの保険』に加入する場合**

特約火災保険の手続き

現在ご加入中の特約火災保険に関してお手続きは不要です。

THE すまいの保険の新規ご加入手続き

《お客さまが取扱代理店とお手続き》

- 火災保険申し込み手続き
(補償範囲: 家財のみ)
- 保険料のお支払い

● THE すまいの保険に関するお問合せ先

《取扱代理店》

● 特約火災保険に関するお問合せ先（契約者専用）

住宅金融支援機構特約火災保険幹事会社

《特約火災保険総合メニュー》

《よくあるご質問》



損害保険ジャパン株式会社

特約火災保険部 0120-372-215

【受付時間】平日: 午前9時～午後5時

(土・日・祝日、12月31日～1月3日は休業)



- 『THE すまいの保険』は、個人用火災総合保険のペットネームです。
- このチラシは火災保険の概要を説明したものです。詳しい商品内容については、パンフレットまたは約款、ご契約のしおりなどを確認してください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。